

## 届出制度に関する Q & A

No	質問	回答
1	届出制度の目的とは。	届出制度は、市が都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。
2	届出制度の開始日はいつからですか。	立地適正化計画を公表した日（令和2年3月31日（火）予定）から届出が必要となります。
3	届出する期日はいつまでですか。	工事着手予定日の30日前までです。（例：工事着手予定日が令和2年6月1日の場合、届出は30日前の令和2年5月2日までとなります。）
4	着手する日の30日前までに届出が必要となっていますが、令和2年4月中に工事に着手する場合にも届出が必要ですか。	計画公表後、速やかに届出をお願いします。
5	各誘導区域及び誘導施設はどこで確認できますか。	市のホームページまたは都市計画課の窓口でご確認できます。なお、区域の詳細については、都市計画課の窓口でご確認できます。
6	届出書や必要書類等はどこで入手できますか。	市のホームページからダウンロードができます。また、都市計画課の窓口でもお渡ししています。
7	敷地が誘導区域内外にわたる場合に、届出は必要ですか。	一体的に利用される敷地について、一部でも誘導区域内にかかっている場合には、届出は不要です
8	複合施設において、一部に誘導施設を含む場合は届出の対象となりますか。	一部でも誘導施設を有する場合は、届出の対象となります。
9	届出対象となる「住宅」とはどのようなものですか。	「住宅」とは一戸建住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。（※寄宿舍や下宿や対象外）詳しくは建築基準法における住宅の取扱をご参考ください。
10	サービス付高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。

No	質問	回答
11	開発行為を行った上で誘導施設を建築する場合については、開発行為の前に届出をすればよいのですか。	開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要となります。
12	開発許可申請や確認申請の提出の前後関係はどのようにすればよいですか。	法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等を事前に市が把握するためのものですので、誘導的手法と規制的手法が効果的に併用されるように、原則として届出が開発許可申請や確認申請等に先行してなされることが望ましいです。
13	仮設建築物は届出対象になりますか。	仮設建築物は届出対象になりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も対象になりません。また、仮設のための開発行為も同様です。
14	廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。	届出が必要です。本届出は誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となりますので、ご協力をお願いします。
15	誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか。	届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。
16	この届出により、計画の修正を求められることがありますか。 また、届出後に何か書類の通知はありますか。	基本的には、提出書類等を1部提出いただき、必要な記載事項や添付資料等が揃っているか確認し、必要がある場合（誘導を図る上で支障があると認められる場合）のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。
17	都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか。	都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、建築そのものが禁止されるものではありません。
18	届出に関する罰則はありますか。	届出をしないで又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。